

## 第3回 資産の有効活用等に関する検討会 議事録

---

1 日時：平成22年12月9日（木）18:45～19:37

2 場所：中央合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者：

（委員）

会田 一雄 慶應義塾大学総合政策学部 教授  
内藤 隆明 野村證券株式会社 執行役員 アセット・ファイナンス担当  
吉野 直行 慶應義塾大学経済学部 教授

（横浜市）

幸田 仁 横浜市総務局財政部長

（財務省）

中村 明雄 財務省理財局長

（総務省）

吉田 靖 総務省総合通信基盤局電波部長

（内閣府）

海江田万里 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
菊地 幸彦 海江田大臣政務秘書官  
宮崎 徹 内閣府参与  
鈴木 勝康 内閣府参与  
松山 健士 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）  
山内 健生 内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）  
岩瀬 忠篤 内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）  
井上 裕行 内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）  
田和 宏 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）  
大西 淳也 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（財政運営基本担当）

4 議事：

- （1）横浜市からのヒアリング
- （2）財務省理財局からのヒアリング
- （3）総務省総合通信基盤局からのヒアリング
- （4）中間的な論点整理について

○吉野座長

それでは、海江田大臣もお見えになりましたので、ただいまから「資産の有効活用等に関する検討会」の第3回会合を開催させていただきたいと思います。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

お手元にご覧のように、今日の議事は3つの機関の方々からヒアリングをさせていただきまして、最後に中間的な論点整理について議論させていただきたいと思います。

最初は、横浜市総務局の幸田財政部長から、10分程度で横浜市での取組みについてお話をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○幸田横浜市総務局財政部長

こんばんは。横浜市総務局財政部長の幸田と申します。本日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。お時間がございませんので、早速ですが、座らせていただいて、御説明させていただきます。

資料1の1ページをごらんください。初めの何ページかで、横浜市の地方債、横浜市債の状況を御説明させていただきます。

まず、歳入に占める市債の割合でございますが、20年度の普通会計ベースでは、市債の割合、依存度は9%となっております。当時の政令市17市の平均は9.7%でございまして、平均よりはやや低い水準となっております。都道府県は12.4%、一般市町村は7.9%。

国の国債依存度は、22年度当初予算で約48%とお聞きしてございます。仕組みが違いますので、単純比較には意味はございませんけれども、地方自治体の場合、公債依存度はまだそれほど高くないという状況でございます。

2ページをごらんください。こちらのグラフは、横浜市一般会計市債の新規発行額の推移でございます。ごらんのとおり、長期的には市債の発行を抑制してきてございまして、一番左の平成8年度が、私どもの発行額のピークでございました。そこからは大きく減ってございまして、平成21年度発行額は平成8年度の約半分というところまで減っています。

なお、最近ですが、不況の影響を受けまして、グラフの緑色の施設建設のための市債というよりは、赤紫色の臨時財政対策債など、財源不足を補う、いわゆる赤字の地方債の発行が多くなっています。こういう状況は、どこの自治体も同様だろうと思っております。

3ページをごらんください。こちらは横浜市の22年度の借換債を含めました市債発行計画の表でございます。発行総額が3,294億円でございますが、86.6%が民間資金でございまして、濃い青の部分約73%はマーケットからの調達ということで、市場公募債となっております。また、今年度も市民を中心に、個人投資家向けの市債を300億円発行することにしています。

恐縮ですが、4ページをごらんいただきたいと思います。こちらの円グラフは、21年度の資金調達先を10年前と比べたものでございまして、左側の平成12年度は、財政融資資金のような政府資金のシェアが約4割ございました。財投改革などを経まして、21年度は地方公共団体金融機構を含んだ政府資金のシェアは9.2%まで減っているという状況でございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。こちらはあくまでも一定の仮定を置いた試算でございますけれども、政府資金と民間資金の金利負担を借入期間 20 年で試算をしてみたものでございます。下に棒グラフがございますが、緑色の部分が政府資金の毎年度の利払い額でございます、通常、政府資金については、民間からの調達金利よりも利率が低い。そして何よりも元利均等で償還ができるということがございますので、年度の経過とともに利子負担が減っていくということがございました。

一方で、市場で民間資金を調達した場合には、仮に低い利率で調達できたとしても、元金が満期一括償還ということになりますので、償還まで毎年度の利払い額は変わらないということになりまして、利払い総額は多額になる。先ほど申し上げたように、政府資金から民間資金に移行してございますが、したがって、今後民間資金への切替えが進むと、地方の利子負担はかなり増加するのが実情だと思っております。

時間の関係がございますので、6 ページは飛ばさせていただきます、7 ページをお開きいただきたいと思います。こちらは横浜市の個人投資家向けの市場公募債「ハマ債 5（ファイブ）」の発行状況について御説明をさせていただきます。

まず、この市債の概要ですが、名前のおり 5 年満期で、私どもの方は、購入対象は必ずしも市内に在住、在勤の個人の方とは限らずに発行しております。また、特に調達した資金で行う事業の例示もしていません。ほかの自治体さんでは、対象を住民の方に限定しまして、使いみちも例示しているという例が多くございます。また、利率の設定もほかの自治体では通常の地方債よりも低めにしているという例はあるようですが、私どもの方はそういうことはしてございません。

横浜市がほかと少し違う形で、このような形の個人投資家向けの市債を発行している理由でございますけれども、直接個人資産から資金調達をしたい。チャンネルを多く持って、将来の資金調達の安定性を高めたいという考え方でございます。

下にございますが、実際に購入していただいている方は、約 87%の方が個人。年齢的には、余裕の資金を持っていらっしゃるんだろうなという 60 歳以上の方が中心でございまして、ほぼ発行のねらいどおりの結果になってございます。

8 ページでございますが、もう一つの事例を紹介させていただきます。

3 年前でございますが、私どもの方も事業を特定して市民から資金を調達したこともございます。上の囲みでございますように「ハマ債風車（かざぐるま）」という市債で、風力発電施設の建設資金を集めたものでございます。このときは購入対象者を市内在住、在勤の個人の方に限りまして、利率設定も低めにいたしました。発行額が少なかったこともありまして、窓口で発売を始めて、ほぼ初日、2 日目程度で売り切れたという状況でございます。

事業スキームは下の絵にありますけれども、市民の方から市債発行を通じて、当座の建設資金を集めさせていただきまして、協賛企業様から 10 年間にわたり協賛金をいただく。売電収入も若干はありますが、主に企業協賛金を使って施設を運営し、市債も返済するというスキームの事業でございます。なかなかこの後が続いてはいたしません、これからもこのような事業によりまして、市民、企業の皆様に協力していただいて、低利の資金あるいは協力金を集めるということを考えていき

いと思っております。

9 ページは、ほかの県の事例ですので、後ほどごらんいただければと思います。

10 ページをお願いいたします。ごく簡単なまとめになります。市債を使った資金調達の現状と主な課題というふうにまとめております。

1 つ目には、民間資金のウェートが増えたということで、先ほど申し上げましたが、以前よりは金利負担が重くなってきています。

また、いわゆる昔の護送船団方式ではなくて、地方債の調達も個々の自治体がそれぞれマーケットから調達するというやり方にシフトをしてきております。そのために信用力などによって調達金利に差が出てきているというのが現在の状況でございます。

なお、横浜市の場合ですけれども、下の囲みにありますようなことをしておりまして、お陰様で比較的ほかの自治体さんに比べて、低めの金利で調達ができているとは自負しております。

2 つ目には、地方債、いわゆる地方財政制度の中で暗黙の政府保証があるというのが一般的に考えられていることをごさしまして、例えばですが、私どもの外郭団体が民間の銀行さんからお借りする場合、あるいは P F I の事業者の方が調達する場合に比べまして、地方債の場合はかなり低い利率で資金が調達できるという状況でございます。

したがいまして、地方債以外の資金調達方式を選択するインセンティブというのは、正直申し上げて、働きにくい面があると考えてございます。こういうことを前提に、私どもも今後どういう資金調達、あるいは財政運営をするかということを考える必要があると思っております。

最後のページになります。横浜市として、民間資金を使って今後進めることが考えられるだろうという財政運営の検討例でございます。まだ本当に思いつきレベルのものもあることを御了解いただきたいと思っております。

1 つ目は「第三セクター等改革推進債」、いわゆる三セク債を使った土地開発公社の処理ということを考えています。公社につきましては、たまたまですが、今朝の『朝日新聞』にも各地の事例が載っておりますけれども、横浜市の土地開発公社は、全国一の債務を抱えているという状況でございます。この公社の債務を調達金利が低い市債に振替えるということをしまして、市が長期間にわたって公社から土地を買い戻す場合よりも将来負担を軽減していきたいと思っております。

併せまして、一括して市が今の公社保有地を譲り受ける形になりますので、市として活用する用地、あるいは長期の定借にする、売却を行うという用地を明確にすることで有効活用を進められるのではないかと考えています。

もう一つでございますが、青森県さんでゴールドマンサックスの提案を受けて検討中と私どもも聞いておりますが、レベニュー・ボンドを使った外郭団体事業の自立化、健全化の取組みも今後の研究課題だろうとは思っています。ただ、そこに書いてございますが、採算性が取れる事業が本当にあるかという根本的な問題もございまして、また、水道、鉄道のような、市としての基幹事業にいきなり入れるというのはなかなか厳しいかなと正直思っていますが、外郭団体が行っている施設などをターゲットに検討する価値はあるだろうと思っております。

このようなことを今後考えていきたいと思っておりますけれども、なかなかうまくすぐにはで

きないかなというところでございます。

非常に雑駁な説明で申し訳ございませんでした。以上でございます。

○吉野座長

幸田部長、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、もし御質問などがありましたら、受けさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、私の方から1つ質問をさせていただきたいと思います。8ページの「ハマ債風車」の例でございますけれども、市民からの利率が1.18%というのは、普通の地方債よりは低い金利なんですか。それとも高い金利なんですか。

それから、もしこの事業収益が少し悪い場合には、協賛企業のところが損失を被るという形になるのでしょうか。教えていただければと思います。

○幸田横浜市総務局財政部長

まず1点目でございますが、上の箱に書かせていただいています。当時の利率からしますと、国債よりも低い利率で発行していますので、相当安い金利で出させていただいていると思っています。

2点目ですが、この仕組み自体は協賛企業さんに、初めから一口幾ら、それを10年間払ってください、お願いしますという仕組みをとりましたので、基本的にはそれ以上かからない。償還費用はすべてそれで賄える。通常、考えていた運営費用もその中で賄えるという形のスキームを組みましたので、特に途中で破綻するという想定抜きで事業を進めています。

○吉野座長

ということは、協賛企業の方々が寄附みたいな形でこのお金を出して、それをということになるわけですね。

○幸田横浜市総務局財政部長

これは全くバックがない形。本当の協賛金としていただいています。

○吉野座長

それが十分あれば、事業がつぶれることがない。

○幸田横浜市総務局財政部長

今のところはうまくいっています。

○吉野座長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしければ、随分いい事例を御説明いただきました。ありがとうございます。引き続き、是非この分野で頑張っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○吉野座長

時間の関係もございますので、続きまして、財務省と総務省の両方の方々から御説明をいただきたいと思います。

最初は、財務省の中村理財局長から、12分程度で御説明をよろしく願いいたします。

#### ○中村財務省理財局長

理財局長の中村でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料2に基づいて御説明させていただきます。今日のところは国有財産の状況について、どちらかというと証券化にスポットライトを当てた形で御説明をするのと、本年6月に発表いたしました新成長戦略における国有財産の有効活用から、それを受けて昨日発表いたしましたPRE戦略についてというのを御説明させていただきます。

資料の1ページは目次ですから、2ページになります。国の貸借対照表を載せております。見ていただくと色が付いておりますけれども、これは国の一般会計と特会を統合した貸借対照表でございます。見ていただくと資産と負債が両建てになっている分野がかなり多いというのがおわかりになると思います。この中で四角で囲んであるのは主に理財局が見ている分野ということであります。

3ページ目がその中の国有財産の概況でございます。107兆ございますけれども、見ていただくとおわかりのように、65兆は独法等への出資財産ということで、実物資産のうち、土地については右側の方に載せております。見ていただければと思います。

時間の関係がありますので、4ページ目を飛ばしていただいて、5ページ目。これは話が証券化に関わるんですけれども、行政財産として使っていたものが使われなくなったときに、どういう手続があるのかというのを説明したものでございます。行政財産として使わなくなった場合には用途廃止という決定をしていただいて、それは普通財産になりますので、財務大臣に引き継がれると。一般会計の場合ですね。という仕組みになっております。

したがって、ここのところをしっかりと廃止をしていただき、引継ぎをしていただく必要があるということで、正直に言いまして、これまで従来はなかなか各省がやってくれなかったこともありましたが、現在は大体のところは一部を除いて、余り遅滞なくやっただけしているというのが現状であります。

6ページ目は出資の内訳でございまして、見ていただくと、このうち、いわゆる株式になっているのが20兆くらいでございます。あとは独法、国立大学法人、国際機関ということになっております。

7ページはそのうちの一番大きな塊である独法のところでございます。独法の出資金というのは実は制度上、経済的な請求権はございません。配当という制度はございません。したがって、制度

的にキャッシュ・フローが出ない仕組みになっているものがございます。

時間の関係がございますので先に進ませさせていただきます。1枚めくっていただきますと、庁舎等を言わばリースバックしてやるというやり方もあるんですが、これにつきましては18年のときに川口先生に座長になっていただいて、一度検討会を開いたことがございます。そのときのおとりまとめ結果をまとめたものがございます。

9ページを見ていただくとおわかりになると思いますけれども、結局言わば不動産の利回りと国の場合には国債という形で調達できますので、その利回りを見ていただくと一目瞭然でございますけれども、どうしても調達手段という意味では、資金を調達するという手段としては、これはどうしても国債の方が安くつくということでございます。

戻っていただいて8ページでは、川口先生の整理として、下から2つ目のポツでございます。単純なセール&リースバックは国民負担軽減に寄与しない。開発型で証券化する場合には、最後のポツですけれども、それは土地の開発余力が再評価されたということであって、証券化だからというよりは、開発利益をどうやって取るかという話になってきますので、それは後の方で御説明しますが、理財局としても単純に売り切るのではなくて、売るにしてもいろいろな売り方を考えて、今やり始めております。

10ページに法律上の国有財産とは違いますが、財政融資資金貸付金の証券化は二度やっております。二度の結果の実績を示したのが10ページの表でございます。20年2月と20年8月にやりまして、それぞれ対国債スプレッドが37ベース、42ベースと。この下の注に関して、アレンジャー等のコストが年平均に直すと大体5ベースくらいかかっていますので、1回目で言うと大体42ベース、2回目で言うと47ベース、国債よりも高いものが付いているということです。

どうしてこうなったのかなというところで、11ページを見ていただくと、左側ですと、これは同じ東ねた財融貸付金の財投機関が発行している財投機関債の対国債スプレッドと、それぞれこれだけ東ねてやってみたら、実は東ねた方がスプレッドが高く付いているというのがマーケットの実態なんだなということで、ある意味いい勉強をさせていただいたなと思っております。以上が証券化の絡みでございます。

12ページ以降は、新成長戦略における国有財産の有効活用と、最近の理財局の有効活用に対する施策を書いてございます。12ページの右側の箱に国有財産行政の新展開ということで、4つ項目がありまして、1つが管理処分方式の多様化。従来は売却優先ということでやったのを、定期借地権を利用した新規貸付等個々の土地の特性に応じた最適な活用手段を選択できるよう、管理処分方式を多様化したというのが1つ目でございます。

2つ目は、情報提供。3つ目は、地域との連携を強化していく。4つ目は、監査を充実していこうということで、例えば特別会計の財産などは、管理処分は特別会計の担当大臣がやることになっていますので、そういうところについても従来は余りしっかり見ていなかったところがありますので、見ていこうということをやっております。

最後にそのときに宿題として、PRE戦略の考え方を踏まえた検討をしろというものを発表して

おります。

1 ページ飛ばして、14 ページに一番のメインである管理処分のところでございます。従来は言わば財政収入を上げるために原則売却ということをやっておりましたけれども、ある意味、正直言って売りやすいところはほとんど売り切ってしまったところがあります。個々の土地の特性に応じた多様な手段をやっていこうということで、売却に加えて、貸付であるとか、交換であるとか、信託をどんどん活用していこうということをやっております。

その中で特に貸付につきましては、定期借地権の貸付の活用、選択ということで、1 つとしては新成長戦略に資する分野、社会福祉等の施策に活用する場合に、定期借地権を活用していこうと。

売却は一時的に金が入ってきますけれども、貸付では継続的に金が入ってくるので、その現在価値を比べてみて、貸した方が得だというような、都心のオフィスなどはそういうのがあり得るのだろうと思っておりまして、そういうものについては必ずしも売却にこだわらないで貸付というやり方もあるんだろうと思っています。それはいずれにしろ、これをどう当てはめていくのかは、現実に御存じのように、不動産は一つひとつ顔が違いますから、その一つひとつの顔を見ながら判断していこうと思っています。

15 ページのところはこれまでの定借の実績でございます。自治体を経由して保育所等の貸付をやるということで、今のところは対外公表できるのはこの3 件だけですけれども、自治体の場合はどうしても議会との関係があって、勝手に発表してくれるなどという話があるので、もともとそれなりの案件は来ていると認識しております。

監査のところは飛ばしまして、最後に 17 ページのところは P R E 戦略ということで、昨日発表させていただきました。今回の P R E の中心は言わば従来、建設は建設、管理は管理、解体は解体で別々に物を見ていたのですが、つくってから解体するまでのトータルコストをライフサイクルコストと呼んでおります。それにプラス土地の管理費を含めて、トータルのライフサイクルコストを見て、いろいろ考えましよう。新たに建てるよりも、そこで大規模修繕をして、長寿命化を図った方がトータルのライフサイクルコストが低いのであれば、そちらの方を選んでいきたいと思います。従来は全然そういうことを考えずに、古くなったら壊すということをやっていたんですけれども、そういうことをやらないでやっていきたいと思います。

ただ、それは一律にやるのではなくて、個々の庁舎、宿舎を見て考えていく。ポイントとしては、1 つは耐震性、利用している容積の割合とか、そういったもので見ていこうということでございます。長寿命化していくものについては、必要な大規模改修をやって長寿命化をしていく。

一方、非常に小規模な省庁別の庁舎とか、そういったもの。あるいは非常に古くて耐震性が低いので、大規模修繕をしても余り寿命が伸びないというようなものについては、これは移転集約化をしていく。その際には、地元のワンストップサービスとかの利便性、あるいは宿舎等言えば、新成長戦略に資するような附帯施設ですね。P F I などを使って附帯施設をつくっていくというようなことをやろうというのが、この P R E 戦略の一番の肝であります。

それにつきましては、いきなり全部というわけにはいきませんので、やはり幾つか先行事例をやって蓄積していくのと、やはり財務省というのはどうしても事務方ですから、そういう調査の技術



的なノウハウを持っていませんので、そこを持っている国土交通省の官庁営繕部などと協力してや  
っていくという方針を昨日、政務の方から発表していただいております。

私の方からは以上であります。

○吉野座長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、御説明の方、2つ目をお願いいたしまして、総務省総合通信基盤局の吉田電波  
部長から5分程度で御説明をお願いいたします。

○吉田総務省総合通信基盤局電波部長

総務省の電波部長をいたしております吉田と申します。本日はこのような機会を設けていただき  
まして、ありがとうございます。

では、時間も限られておりますので、座らせていただいて、簡単に御説明をさせていただきたい  
と思います。

1 ページ。下の図は携帯電話の時間ごとの利用状況を示したものですが、真夜中にピークがある  
ということで、トラヒックが非常に増大しています。年率で言うと6～7割伸びているというこ  
とで、これにどのように対応していくかというのがあります。

もう一つ、電波が社会生活のあらゆる場面で使われるようになっていきます。総務省はいつでもど  
こでもだれとでも通信ができる社会、ユビキタス社会が来るんだと申しておりましたが、まさにそ  
れが現実のものになりつつあります。一方で、この電波が足りなくなりまして、周波数をどうやっ  
て確保していくかが大きな課題になっているという話でございます。

2 ページ。そういう中期的にどうやって周波数を確保していくかということと併せまして、直ち  
に取りかからなければならない課題がございます。700/900メガヘルツというのは携帯電話に適し  
た周波数帯でございますが、見ていただければおわかりのように、携帯だけでなく他の用途にも使  
用されているわけでございます。これにつきまして、他の周波数帯でも構わない方には移って  
いただくということになりますと、携帯電話に使える周波数がそれだけ幅が広がる、あるいは周波数  
の配置の自由度が増すということで、国民経済的には好ましいのではないかと申すことが言えるわ  
けでございます。

例えば土地で言いますと、使用可能な土地の量が増える。あるいは整形地により近くなるので、  
その上に建てる建物の自由度が増すというような形かと思っております。ただ、この周波数の移行と申  
し上げましたけれども、これは簡単なことではなくて、それなりの時間と費用を要するというこ  
とでございます。

3 ページは原口前大臣の御指示で、ICTに関するいろいろな課題につきまして検討するために  
タスクフォースを設けまして、その中でこのワーキンググループを設けて、周波数の問題も検討し  
てきたということでございます。

4 ページに結論が書いてございます。2つございまして、1つは2015年に300メガヘルツ、2020

年には 1,500 メガヘルツ幅の周波数を確保するというものです。ここでは書いてございませんが、各周波数ごとに細かく目標を定めております。この 300 というのはイメージがわかりにくいかもしれませんが、テレビで申し上げますと 1 チャンネルが 6 メガヘルツでございますので、50 チャンネル分くらい。ちなみにデジタル化が終わった後はテレビが 40 チャンネルですから、 $6 \times 40$  で 240 メガヘルツですので、テレビで使っている周波数帯よりも多いものを確保していくんだというような目標でございます。

もう一つ、先ほどお話ししました 700/900 メガヘルツ帯の割当につきましては、周波数を移っていただいて、その結果、より自由度が増すので、国際的に整合性が取れた周波数の配置にしていく方が望ましいということをおっしゃっております。ただし、そのためには新しい周波数に移っていただくためにはいけないということで、そのために新しい制度を考えていく必要があるということです。

イメージを 5 ページに書いてございます。今までのやり方は上のような形をしていただいております。それだと 10 年以上かかるということで、これを半分以下に縮めていこうということで、そのためには移行後の周波数を利用する者が移行に要する費用を負担していく。言わば時間を金で買うような感じですが、そういった形をして、この周波数の再編を加速化していくというのが適当ではないかということでございます。

6 ページがそれと議題が変わるわけですが、一般的にはオークションにつきまして、これは夏に予算要求時に総務省として方針を発表したものでございまして、一番上に書いてございますように、十分検討に値するというので、今後その作業を進めていくということになっております。

あとは課題もございまして。見ていただければわかりますが、1 か所わかりにくい点があるかと思っております。この競争政策上の問題というのは、実は諸外国の例を見ましても、このオークション制度を入れますと、どうしても資金力のある方が勝つというような結果が出ております。そうしますと日本の場合、実は日本の携帯業界は諸外国と比較して寡占度が高いというような課題もございまして、この傾向が加速化していくことにはならないかというような、言わば競争上の問題があるという意味合いでございます。

以上、7 ページは当面緊急を要する周波数再編の問題と、次の段階としてのオークション制度というものについてのワーキンググループでの結論を書いたものでございます。繰り返しになりますが、オークションについてはいろいろと課題もございまして、十分検討に値するというので、今後その導入に関する検討作業を進めていくということでございます。

一方、今すぐに周波数再編を行っていく必要がありますので、これは一刻も猶予ができないということで、新しい制度を導入して、これを着実に実行していくことが必要だという結論になってございます。

以上、簡単でございますが。

○吉野座長

どうもありがとうございました。

それでは、財務省と総務省のそれぞれの方々からの御発表に関しまして、御質問はございますでしょうか。会田委員、どうぞ。

○会田委員

財務省の御報告の5ページ目ですが、廃止財産の引継ぎについて、行政財産の用途を廃止するというのは随時行われるのか、あるいは定期的に行うのかという点。それに関連して、今日はデータをお持ちかどうか分からないですけれども、過去の実績はどのくらいあったのかというのがもしおわかりになれば、教えていただきたい。

それから、これはなかなか言いづらいのかもしれませんが、理財局の方であとどのくらいありそうかというのをもしお考えでしたら、その辺も併せてお聞かせいただければと思います。

○中村財務省理財局長

用途廃止はそれぞれの各庁舎が使われなくなった都度ですから、毎年一定の時期に決めてやっているわけではございません。各省各庁の方でそれぞれ使われなくなった時点で廃止決定をしていくということになります。

どれくらい出るかということは、年によって庁舎を建て替えるかとか、そういうことで違ってきますので、毎年コンスタントに出るものではございません。ちなみに18年度以降の庁舎宿舎の移転・再配置というのをやってきまして、その関係では670億くらいということでした。ただ、これはどこを廃止するかによって全然違いますので、本当に場所次第ということでございます。

そういう意味で件数もある意味、過去の実績を足し上げれば相当の件数になりますけれども、年によって全然違うので、手持ちに数字がありませんが、最近で言うと地方の合同庁舎が地域主権の関係でストップしていると。そこは廃止が出てこないとか、そういうことがあるので、件数というのは今は手持ちがございません。申し訳ございません。

○吉野座長

海江田大臣、どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

今の話で、結局この財務大臣への通知ですね。もう使いませんからというのが、それこそここにも書いてございますが、衆議院、参議院は議運の了承が必要ということですが、そういう長い間放置されたままになっているというような状況に対して、これは別に財務省ではなくても、例えば会計検査院が未利用の状況を指摘するとか、そういうような過去の例というか、どこが全体的に各省庁にわたって目配せをしているのかということはどうなのでしょう。

○中村財務省理財局長

検査院から引き継ぎが遅いという指摘があったという話は、少なくとも私は聞いたことはござい

ません。

○海江田内閣府特命担当大臣

独法の大学のか何かあったのではないですか。

○中村財務省理財局長

あれはどちらかというと、独法とはまた違う仕組みになっていまして、独法については先ほど国会で法案が通りまして、先月末に独法の不要資産については、減資しなければいけないので、減資をすることができるという規定が入って、現物ないしは売却したものを国庫納付という仕組みが入ったんですけれども、国立大学にはないですね。

各省庁の財産については、昔は相当各省いろいろあったんですけれども、最近は少なくとも行政府についてはそういう遅滞するという話が出ていません。

○吉野座長

ほかにございますか。では、私の方から吉田部長に御質問が2つございまして、先ほど1ページでこれほど電波の使用率が違うんですけれども、最近高速道路でやっていたピークロードプライシングと言いまして、すごく混んでいるときは少し料金を高くして、余り使っていないときは安くする。そうすると、これがもう少し平準化されるような気がいたしまして、少し料金を変えるということもコンスタントに使っていただくのがいいのかなというのが1つです。

2点目は、5ページのところの図で、移行していくときに、先ほどの御説明で私が間違っていなければ、新規参入者がある程度その負担をするということですが、全部の人が負担するという、新規参入者以外の方々も多分メリットを受けるような気がしまして、これでやると参入者の方々が負担になってしまうかなという気がしたんです。2点御質問させていただきます。

○吉田総務省総合通信基盤局電波部長

最近は料金については、昔みたいに使って1分幾らとかという形よりは、携帯電話の会社は大体定額制という形になってきているので、このピークロードみたいな形をやるのが難しくなっているのかもしれませんが、勿論、そのようなアイデアもあるのかもしれません。

今、考えておりますのは、周波数帯をきれいにした後に入っていく人が負担をするということです。

○吉野座長

そうしますと、新規参入者の方だけの負担がすごくなるわけですね。

○吉田総務相総合通信基盤局電波部長

その方だけがここを利用するということになります。

○吉野座長

ただ、これによってみんな国民全体がいろんなチャンネルを見られるというベネフィットもあるわけですから、この参入者だけが本来負担すべきかどうかというのはもう少し考えた方がいいかなという個人的な意見です。

先ほどの定額制であっても、お客様が払うのは定額ですけれども、内部で費用、時間ごとのプライスに変えることは可能ではないかと思うんです。間違っていれば。ありがとうございます。ほかにございますか。

内藤委員、何かございますか。

○内藤委員

中村局長に質問なんですけれども、10 ページのところ、財政融資の資金貸付金の証券化が 21 年度以降実績がないのは対国債とのコストの問題だったのかどうかという点が 1 つと、11 ページで見ると、財融 CLO はほかの財投機関債と比べて発行スプレッドが高い、コストがかかるということなんですが、そうすると、財投機関債なみのスプレッドであれば、こういった流動化は実際に行われると理解してよろしいでしょうか。

○中村財務省理財局長

基本的には、もともと証券化すること自体を目的にやったわけではございません。財融が持っている金利変動リスクを小さくするために、ある意味マチュリティラダーと申しまして、それぞれ各年償還にこぶがありますから、そのこぶをどうやって消していくか。本来、そのこぶを消すためには、特に負債償還が多いときに一番リスクがありますから、償還をやる時にある意味バイバックをして償還額を小さくするというやり方が 1 つあると思うので、そのための資金としてバイバックのためにお金を調達するためにこれをやったわけでありまして。

そういう意味でその金利変動リスクをヘッジするためにかかるコストはある程度コストを覚悟しておりますけれども、それで得られるメリットとの比較衡量ということで、21 年度以降ないのは、今のスプレッドではそのメリットよりもコストが高いという判断でやっていないということでございます。

○吉野座長

ほかにございますか。では、私から同じ 9 ページのところ、これで言いますと先ほどの中村局長がおっしゃるように国債が断然に低いですから、そうしますと例えば建設するときは国が持って、あと事業をオペレーションするときは民間がやるというような形も可能ではないかと思うんです。

○中村財務省理財局長

現実に今のPFIがそういう形で行われていまして、かつ、PFIの場合は基本的にすべてBTOになっています。その一番大きな要素は、固定資産税の問題があるんだと理解しておりますけれども、BTOという形でやっています。そういう意味では国がある意味ずっと持っていて、オペレーションのところは民間の知恵を使ってやってもらう。建設も自分が運営する人がやりますので、いろんな民間の知恵が入って、国が自分で設計から入札からやるよりは安く済んでいる、バリュー・フォー・マネーが出ているということでPFIをやっていると理解しております。

○吉野座長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、財務省、総務省の方々、どうもありがとうございました。

○吉野座長

それでは、皆様のお手元に資料5というので「中間的な論点整理（案）」が出てございます。これはこれまでの委員の先生方の御意見と海江田大臣からのコメントをいただきまして作成させていただきました。簡単に要約だけを述べさせていただきます。御議論いただければと思います。

まず、1ページ目の一番上のところでございますけれども、これは新成長戦略の実現の下に、資産の有効活用のことを考えましょうということでこの研究会が発足されました。

「1. 基本的な考え方」ということがございますが、これは公共部門だけではなくて、民間部門を含めたストック（資産・負債）の改革をしていこうということでもあります。

2行目、その中でもとりわけ、リスクの適確な評価、このリスクとリターンの「見える化」というのが重要であろうということでもあります。

括弧の真ん中ぐらいに、リスク・リターンの「見える化」。これは公共部門においては、これまでずっと国が持っていたものですから、リスクあるいは収益性が悪いというのも見えなかったわけですが、これを見えるようにしようということが1つだと思います。

真ん中から後半ですが、リスク・マネーの供給。これは今、銀行は安全なところにしか貸さない。中間のミドルリスク・ミドルリターンにお金が出るかというとなかなか流れないわけでありまして。そういう意味では、リスク・マネーの供給ということと同時に、リスクに応じたリターンが得られるようにする。

3行目からですが、そのためには、マーケットに近い民間における資金や知見の活用、低い資金調達コストで調達できるという国債でできるという国のメリット。国債は長期性のものでありますから、国が長期に調達できる。こういう民間と国の比較優位をそれぞれ活用しながら、リスク・マネーを提供していこう。

特に下から5行目ですが、ただ、その際には、目利きの力が必要でありまして、どんなプロジェクトでもこうすればいいというわけではありません。

ですから、下から4行目のように、単に国民の方々がこのお陰で損失をこうむるというのではなくて、やはりしっかりとしたプロジェクトを考え、あるいはプロジェクトを組み合わせることで合成案件

とする。そうすることによってリスクの分散を図る。こういうようなことも必要ではないかと思われます。

次に2ページ目をごらんいただきたいと思います。2ページの一番上は、「2. 平成23年度に実現を目指すべき課題」。3ページの一番上は「3. 更に検討し結論を得るべき課題」。ですから、来年度できる部分、少し長期的に考える部分の2つに分けております。

まず、2ページ目の一番上の平成23年度でございますけれども、資産面からいきますと、国有財産の有効活用ということになります。そのためには、真ん中の1つ目のポツですけれども、P R E (Public Real Estate) 戦略。つまり、公共資産あるいは不動産の有効活用というのがP R E。P D C A、プラン、ドゥー、チェック、アクションという形で、一連の改革を促していこうというわけであります。

2番目のポツは、定期借地権を活用して、国有財産を貸し付けることによりまして、あるいは信託資本によりまして収益を得ていこうということでもあります。これは前に私が申し上げましたけれども、フランスの経験でいきますと、売却してしまうとその年だけは収入があるけれども、その後全然なくなってしまう。かえって国民の方がこれでいいではないかと思われたそうでありまして、財政改革が進まなかった。それであるならば、少ない収入ですけれども、毎年ずっと国に入ってきた方がいいわけですから、そうしますと、定期借地権を利用し、あるいは信託を活用して貸し付けるというのがいい方法ではないかと思えます。

次の括弧ですけれども、国会とか裁判所等の保有資産の有効活用。先ほど海江田大臣から御指摘がございましたけれども、そういういろいろなところが持っている保有資産が有効活用されていないところを徹底的に活用すべきであるということでもあります。

その次の括弧ですけれども、独立行政法人の資産・債務の改革。これも全く同じようなところであります。

P F I / P P P 事業の更なる推進。これは **Private Public Partnership** でP P P、P F I が **Private Financial Initiative** ですけれども、公共施設の例えば事業運営というものを民間に任せ、それによって効率化を図るということでもあります。

※のところに書いてございますけれども、有効活用の観点からは、だれが資産の設置をするのか。これは建設です。保有をだれがするのか、事業運営主体をどうするのか。それぞれ政府と民間のいい面があると思われまますので、それを行うことによって継続的な歳入の最大化を図っていくということでもあります。

以上が資産面であります。負債面では余り議論はいたしませんでしたが、国債に関しまして一例としまして、超長期の国債を発行し、国にとって安定的な歳入を得ていく。個人向け国債のような商品性を改善するということがあると思えます。

以上が平成23年度ですぐにできる場所であると思えます。

3ページ目に最後のところでは、もう少し長い目で見ますと、証券化をすることによってキャッシュ・フローを民間に持ってくる。この証券化を行うことによりまして、5行目ですけれども、今までは国債という債券しかなかったものが、いろいろな債券が出てくるわけですから、民間もポー

トフォリオの配分の中のメリットが出てくるということになります。

最後の2行ですけれども、政府のメリットと民間のメリットを生かし、そこで比較をしながら安い方の資金調達を行うということでもあります。

PFIとPPP事業は前のところで述べたことと同じでありますけれども、今後ともずっと続けていくということです。

更に今日総務省からございました、無形資産。例えば周波数とか、そういう特許権とかというものでも、ここでは我々は一例しかありませんでしたけれども、無形資産でも国として活用できるところはもっと有効活用し、そこから国が収入を得られるようにするということでもあります。

最後は負債面のところで、ではこういうさまざまな事業をするときにどういう資金調達をすべきかということでもあります。これが下から3行目の「新しい公共」の議論。特に社会貢献とか、地域貢献、こういうことを促すようなレベニュー債券、レベニュー・ボンド、こういうものを導入しながらさまざまな負債の形を考えて、国民の方々から資金を吸収しながらいい事業をやっているということでございます。

以上が大体これまでの御議論、今日も踏まえた結論であります。

4ページと5ページは、4ページのところは大体国の資産というのがどれくらいあるかということでございますが、資産としては772兆円、負債としては1,086兆円、ここに国債等と書いてございますが、これ以外に郵便貯金とか年金の積立金というものを含まれますと、1,086兆円ということになります。これが国の財務書類からの表でございます。

最後の5ページのところは、一番下ですけれども、内閣府の国民経済計算年報からの資産と負債という形になっておりまして、一般政府、家計、企業、金融機関、民間非営利団体はこれくらいあるということでございます。

1ページ目に戻りまして、委員の皆様あるいは大臣の方から、もう少し変えたらいい、あるいはこういうところを強調するといいというのがございましたら是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○海江田内閣府特命担当大臣

吉野座長、本当にありがとうございました。私、先ほど少し事前に目を通しまして、私なりの意見も申し述べましたので、こういう形でまとめられたということに異議はございませんし、お疲れ様でございました。ありがとうございました。

#### ○吉野座長

では、委員の先生方からよろしいでしょうか。海江田大臣には3回とも全部御出席いただきまして、しかも最後は私のまとめた、並び、課題まで全部もう一度検討していただきまして、どうもありがとうございました。特に1ページ目のところでは、リスク・リターンの「見える化」とか、リスク・マネーの供給を最初に入れさせていただきまして、全体に非常に座りがよくなったのではないかと思います。



あとはこの後、私から記者会見をさせていただきたいと思いますが、これまでの委員の先生方、海江田大臣の御指摘のところも踏まえながら、記者の方々には公表させていただきたいと思っております。

何か最後に一言、よろしいでしょうか。

○海江田内閣府特命担当大臣

本当にありがとうございました。今日は委員の方々お二人、吉野座長ということでございました。ただ、この3回の会議の中に他の委員の方々も積極的に参加していただきまして、本当に心から感謝を申し上げます。

本当にお忙しいところをかなり時間を詰めて、しかもそれぞれの委員の方々がまた外部の方々のヒアリングなどを自発的にやっていただきまして、本当にありがとうございました。私はこれを是非これからの予算の編成などに反映させるように努力していきたいと思っております。

ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

○吉野座長

どうも大臣ありがとうございました。これで今日は終了させていただきたいと思います。また、後日、会議の日程につきましては、事務局から御連絡させていただきたいと思います。どうも今日はお忙しい中をありがとうございました。

○海江田内閣府特命担当大臣

どうもありがとうございました。本当に感謝申し上げます。

(以上)